

**A20** 一つの支出において家事上と業務上の両方に関わりがある費用（家事関連費用）があったときは、取引の記録などに基づいて、業務の遂行上必要であった部分とそれ以外の部分に区分できる場合、業務に関係する金額のみが必要経費に算入できます。ただし、ご質問のような渡し切りの交際費は、必要経費として認められません。

（１）交際費の範囲

交際費に該当するかどうかは、①支出の目的（交際費、接待費、機密費その他の費用）、②支出の相手先（得意先、仕入先その他事業に関係のある者に対して）、③行為の形態（接待、供給、慰安、贈答その他これに類する行為）の３要件で判断します。

（２）「家事費」と「交際費」の区別

個人が支出する費用には、①自己の生活費などのような「家事費（家事上の経費）」、②医院併用住宅の減価償却費、火災保険料、水道光熱費などのように家事上の経費と事業上の経費が混在している「家事関連費用」、③「事業上の経費」、の３つにおおむね区分されます。

事業所得の計算上、①と②の家事上の経費相当額は必要経費とはなりません、③および②の事業上の経費相当額は必要経費となります。したがって、接待の相手方、接待の理由などからみて、もっぱら業務の遂行上、直接・間接に必要と認められるものは必要経費に算入することができます。

事業主である院長自身の自己接待費、院長の家族との飲食費、事業遂行上で関連性が希薄な親族や友人との会食代などのような私的な接待交際費は、家事費に該当し、当然必要経費には算入できません。